

資産報告公表

政治倫理審査会が意見書提出

▼町長や議員などの資産報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が8回行われ、9月13日に審査会の平野健会長が嶋野町長に意見書を提出しました。ここで、その内容と資産報告の状況をお知らせします。



1 資産報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例(以下「条例」)第4条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長(以下「議員」)の3名及び町議会議員(以下「議員」)20名の計23名は、1月1日現在の内容を記載した報告書を町長等は町長に、議員は議長に5月31日までに提出された。

2 町長等の配偶者及び扶養又は同居の親族(以下「配偶者等」)4名及び議員の配偶者等37名の資産等報告書も期限までに提出された。

2 資産報告書の提出者

総計64人(平成28年5月31日現在)

1 報告義務者(町長等3人・議員20人)計23人

2 配偶者(町長等の配偶者3人・議員の配偶者17人)計20人

3 扶養または同居の親族(町長等の扶養または同居の親族1人・議員の扶養または同居の親族20人)計21人

3 審査会開催状況

審査会は6月15日付けで条例第8条に基づき町長より資産報告書の審査を求められ、次のとおり審査した。(審査会場はすべて福智町役場)

1 8月1日▼「スケジュールの確

認、資産報告書審査」

2 8月4日 3 8月10日 4 8月17日

5 8月24日 6 8月25日 7 8月31日

▼「資産報告書審査」

8 9月8日▼「意見書作成」

4 審査方法

1 資産等報告書の各項目に記載された内容と証明書類とが合致しているかどうかについて、証明書の内容と照らし合わせながら確認した。

2 各項目における前年との違いを明確にするため、報告書記載内容の一覧表を作成したうえで、昨年度との比較審査を行った。

3 報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等については当該報告義務者に照会・回答を求めた。

5 審査結果

記載漏れ等については修正を行ってもらい、審査を行った結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。

6 指摘事項

1 預貯金における証明書類は、金融機関発行の残高証明書を添付するよう一昨年から指摘していたが、今年度は改善傾向にあるが、通帳のコピーを添付している方は少数であるが見

受けられた。通帳のコピーではなく預金の残高証明の提出をお願いする。

2 給与・報酬・事業収入の報告は、報告義務者本人だけでなく、配偶者等にも報告を義務づけるべきである。

3 信託の受託者は、金融機関名ではなく投資先の名称を記入し、それに伴う証明書も提出してもらいたい。また、配当金についての証明書類として、特定口座年間取引報告書も併せて提出してもらいたい。

4 資産等報告書の記載事項について、福智町政治倫理条例第5条第1に掲げる資産の報告価額は、同条例第4条第1項により「50万円未満の資産については、資産等報告書に記入を要しない。」とあるため、報告の簡素化に努めてもらいたい。

7 むすび

1 最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例は無かった。

2 提出義務者は、行政や議会の透明性と公平性を確保し、町民の信頼を高めるためにも、今年度の指摘事項に留意し、資産報告書の審査において重要な資料となる各種証明書類の添付により、引き続き正確な記載の努力をされたい。

3 合併時に制定した政治倫理条例及び規則について、改正すべき点が見受けられるため、整備の必要性があると思われる。

▼「収入・もてなし」のつづき

区分	配当金				利子				賃貸料			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	3	0	1	19	4	1	0	18	2	1	2	18
配偶者	2	0	0	18	3	1	0	16	1	0	0	19
親族	0	0	0	21	1	0	0	20	0	0	0	21
合計	5	0	1	58	8	2	0	54	3	1	2	58

区分	謝礼金				その他収入				贈与		もてなし	
	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	有	無	有	無
本人	1	0	0	22	5	2	10	6	0	23	0	23
配偶者	0	0	0	20	3	3	4	10	0	20	0	20
親族	0	0	0	21	1	2	0	18	0	21	0	21
合計	1	0	0	63	9	7	14	34	0	64	0	64

税等の納付状況

報告義務者本人23人/その配偶者20人/その親族21人/計64人

区分	人数	所得税					町県民税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	8	10	4	1	0	3	10	7	3	0
配偶者	20	3	0	1	16	0	4	0	1	15	0
親族	21	9	1	0	11	0	4	5	0	12	0
合計	64	20	11	5	28	0	11	15	8	30	0

区分	人数	固定資産税					国民健康保険税等				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	10	7	2	4	0	1	4	7	11	0
配偶者	20	7	0	0	13	0	2	0	1	17	0
親族	21	1	0	0	20	0	1	0	0	20	0
合計	64	18	7	2	37	0	4	4	8	48	0

区分	人数	軽自動車税					水道料				
		5,000円未満	5,000円以上1万円未満	1万円以上	該当なし	滞納者	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	7	4	4	8	0	10	6	3	4	0
配偶者	20	1	5	0	14	0	1	1	0	18	0
親族	21	2	4	0	15	0	1	0	0	20	0
合計	64	10	13	4	37	0	12	7	3	42	0

区分	人数	公営住宅家賃					住宅新築資金等				
		20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	0	0	1	22	0	1	0	0	22	0
配偶者	20	0	0	0	20	0	0	0	0	20	0
親族	21	0	0	0	21	0	0	0	0	21	0
合計	64	0	0	1	63	0	1	0	0	63	0

区分	人数	その他使用料				
		5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	23	0	0	3	20	0
配偶者	20	1	0	0	19	0
親族	21	2	0	0	19	0
合計	64	3	0	3	58	0



「資産等報告書」と「意見書」は閲覧できます

資産金額や税の納付状況など、該当者個人別の詳細な資産報告書をご覧になりたい場合は、福智町にお住まいであれば閲覧することができます。役場3階総務課で申請後、4階の情報公開室でご覧ください。 問 役場総務課庶務係 ☎ 22-0555

4 資産等報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者数は極めて少ない状況である。当審査会は、より多くの人に報告書を見ていただくため、町広報紙等により資産等報告書の閲覧を促すよう年2回掲載し、意見書及び資産報告書のまとめを、町広報紙への掲載を求める。

※以上の文章は、福智町政治倫理審査会(平野健会長、林勝馬副会長、木村幸子委員、加藤高弘委員、貞光節生委員)から提出された意見書を、ほぼ原文どおり掲載しています。



▼資産報告書の掲載内容

地位・肩書き

報告義務者本人23人/その配偶者20人/その親族21人/計64人

区分	人数	地位および肩書き			
		現職		将来	
		有	無	有	無
本人	23	15	8	0	23
配偶者	20	2	18	0	20
親族	21	0	21	0	21
合計	64	17	47	0	64

資産

報告義務者本人23人/その配偶者20人/その親族21人/計64人

区分	土地				建物				不動産に関する権利			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	8	3	6	6	10	6	3	4	2	0	0	21
配偶者	2	3	1	14	4	1	0	15	0	0	0	20
親族	1	0	0	20	1	0	0	20	0	0	0	21
合計	11	6	7	40	15	7	3	39	2	0	0	62

区分	預貯金				動産				信託			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	16	3	4	0	14	1	4	4	0	1	0	22
配偶者	17	2	1	0	8	0	0	12	1	0	0	19
親族	11	0	1	9	5	0	0	16	0	0	0	21
合計	44	5	6	9	27	1	4	32	1	1	0	62

区分	有価証券				ゴルフ会員権				貸付金			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	7	1	1	14	3	0	0	20	1	0	1	21
配偶者	4	0	0	16	0	0	0	20	0	0	1	19
親族	0	0	0	21	0	0	0	21	0	0	0	21
合計	11	1	1	51	3	0	0	61	1	0	2	61

区分	借入金				保証債務				貯蓄性保険			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	4	1	1	17	1	0	0	22	4	0	2	17
配偶者	0	1	0	19	0	0	0	20	2	1	0	17
親族	0	0	0	21	0	0	0	21	0	0	0	21
合計	4	2	1	57	1	0	0	63	6	1	2	55

収入・もてなし

報告義務者本人23人/その配偶者20人/その親族20人/計64人

区分	給与				報酬				事業所得			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	15	6	2	0	11	0	0	12	3	3	0	17
配偶者												
親族												
合計	15	6	2	0	11	0	0	12	3	3	0	17